

項目	意見要旨	考え方
12古紙回収団体補助金について	<p>桃山の里友の会は、あみの福祉会の後援会組織として、障害のある人たちへの事業運営を支えるために、20数年前より資源回収や物品販売、その他の取り組みで資金をつくり、福祉事業を支えてきたボランティア団体です。</p> <p>現在、毎月第3土曜日に、事業所の職員さんや仲間のみなさん、保護者、支援学校の先生、地域の方々の手弁当で、網野地域の資源回収をおこなっています。</p> <p>障害者福祉は今日も厳しい運営が強いられる中、新たな事業展開をするにも自己資金が必要となります。近年は、毎年の運営そのものが厳しいため、友の会より毎年資金の補填をさせていただいている状況です。そういった状況の中で補助金が削減されることになれば、当団体が支えているあみの福祉会のみならず、丹後の障害者福祉全体に大きな打撃を与えてしまいます。</p> <p>国が京都府からも600万円の補助が出ており、現在の補助単価の継続を強く要望します。</p> <p>助成単価の見直しでなく現状の継続を求めます。</p> <p>作業所が行う古紙回収は、作業所開設以来30年以上にわたって実施してきました。今では、峰山町、弥栄町、丹後町をエリアとして、大量の古紙を回収し、地域に貢献し、大きな成果を上げてきています。また、大宮町における地域ごとの回収は、法人の垣根を越え5つの事業所が協力共同し、毎月取り組んでおります。更に、峰山町、弥栄町、丹後町の古紙ストックヤードの管理業務を担い、市民の皆様が気持ちよく持ち込めるように日々努力しているところです。</p> <p>古紙回収は、作業所に通所する利用者の皆さんにとって、毎日の仕事として位置づけ、欠くことの出来ないものになっています。古紙回収の収益は、利用者の給料として各作業所に配分し、また備品購入や施設の修繕費用として有益に活用しております。今日までにおいても、築半世紀が経過した峰山共同作業所の改修、長岡ホーム開設資金などで大きな役割を果たしました。</p> <p>現状価格の見直しにより、回収価格が減額となれば、業者買い取り価格が低迷している中、この事業の継続さえ危ぶまれる状況となります。このことは、利用者の給料、事業所運営にも多大なる影響をもたらします。どうか、価格の削減など無きよう、現状の補助金を継続していただきますようお願いいたします。</p> <p>桃山の里家族会は、桃山の里（あみの福祉会）に通う障害のある人たちの親や兄弟が、本人が安心して障害者事業所に通所できるよう、家族会として自分たちができる支援をおこなっています。</p> <p>28年前に立ち上がった無認可の「あみの共同作業所」時代から、資源回収や物品販売・焼きそば販売等、自分たちのできる努力で資金をつくり、作業所の運営を支えてきました。その中でも、資源回収はその当時から大きな役割を担ってきました。現在、毎月第3土曜日に、桃山の里友の会主催による資源回収をおこない、事業所の職員さんや仲間のみなさん、支援学校の先生、友の会の役員さんや地域の方々、そして私たち家族がおこなっています。</p> <p>無認可の共同作業所時代から比べると障害者福祉はよくなってきてはいるものの、今日も厳しい財政運営が強いられています。毎年の事業運営が厳しいため、友の会より資金の補填をいただいています。</p> <p>家族も頑張っていますが、高齢化も進み参加できなくなる家族も増えてきました。高齢となっても、障害のある我が子が安心して京丹後市で暮らし続けられるよう大切な資金である補助金を減らさないようにしてください。</p> <p>現状のままにしてほしい。</p> <p>街のみなさんに古紙回収の行事が浸透しており、回収日のある日を待ち望んでおられる。古紙回収で手にした資金がグループ全体の潤いになっている。</p> <p>グループ員の作業が有って役に立っている。</p>	<p>当補助金は、資源として再利用できる古紙等の廃棄物の回収活動を行う営利を目的としない団体に対して、1kg当たり5円（引取り手数料が必要な場合は、当該手数料相当額を加算）を交付することにより、「市民のごみ問題への社会意識の高揚及び再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資すること」を目的に実施しているものです。</p> <p>したがって、交付の趣旨としては各種団体の様々な活動を直接的に支援するものではありませんが、一方で当補助金が、各種団体の事業運営や活動資金として活用いただいていることも承知しているところです。</p> <p>その上で、補助金の見直しに当たっては、ごみ分別の徹底とごみ減量化の促進に向けた仕組みづくりとあわせ、当補助金の本来の交付目的の視点から「当補助金の交付目的を達成するための適正な補助単価はどうあるべきか」を第一義的に検討するべきであると考えていますが、御指摘いただいたことも参酌し、総合的に検討します。</p> <p>なお、個別補助金等見直し方針（案）の「国・府等特定財源（起債・基金繰入、府みらい交付金を除く）の有無及び額」欄に記載している「600万円」につきましては、京都府市町村振興協会からの交付金であり、毎年度、当補助金に充当されるものではありませんので、重ねて御理解をお願いします。</p>

項目	意見要旨	考え方
<p>（「12古紙回収団体補助金について」つづき）</p>	<p>あみの福祉会は、1985年（昭和60年）に職員1名と障害のある利用者2名で「あみの共同作業所」を立ち上げました。補助金がほとんどない中、資源回収や物品販売、焼きそば販売等で資金をつくり、何とか運営を支えてきました。また、その後の十数年にわたる法人認可の運動により、2001年に法人格を取得しましたが、その当時新たな事業所の立ち上げに1/4の自己資金がいったことから、数千万円のお金をつくりました。その費用の多くも資源回収の利益をプールしてきたものを充当しています。</p> <p>その後の障害者施策は、措置費制度から支援費制度へ、そして2006年の自立支援法の成立など、制度が変わるたびに年間1,000万円程度の減収を余儀なくされてきました。</p> <p>現在は、毎年法人の事業運営そのものが厳しいため、資源回収をいただいている後援会組織より、数百万円単位で毎年資金の補填をいただいで、何とか事業運営ができています。</p> <p>障害者福祉の分野では、新たな事業展開には必ず自己資金が必要となり、その資金が作り出せなければ、グループホームや新たな日中の事業所等の立ち上げはできません。その一方で支援学校の卒業生や在宅の障害者の受け入れは増すばかりです。</p> <p>行き場のない障害者を作り出すことは、京丹後市の障害者施策にとっても重要な問題と言わざるをえません。</p> <p>また、京丹後市内の各障害者事業所によるリサイクルの取り組みは、社会啓蒙の意味でも重要です。リサイクルセンターで経費を使い燃料で燃やすよりも、資源の再利用は京丹後市の施策としても重要な意味を持つと思われます。</p> <p>リサイクルの約9割は、京丹後の障害者事業所が担っています。2010年には、京丹後市市民部より大宮地域の古紙回収を担っていただけないかという打診があり、4つの障害者関係法人で大宮地域を手分けして回収することにしました。これにより、市内全域を障害のある人たちの事業所が担うことになり、大変大きな社会貢献をしています。</p> <p>しかし、単価が下がれば回収そのものも厳しくなることが予想されます。</p> <p>国が京都府からも600万円の補助が出ており、現在の補助単価の継続を強く要望します。</p> <hr/> <p>網野町障害児者の生活と権利を守る会(以下守る会)では、桃山の里友の会と合同で網野町全域の資源回収を行っています。特に守る会では、網野町橋地区のリサイクルセンターを拠点に地域の方の全面的なバックアップのもと、資源回収に取り組んでいます。</p> <p>守る会では、この資源回収の資金を活用し、構成する5団体(与謝の海支援学校網野地域PTA、学校5日制活動助成、5日制推進協議会、桃山の里家族会、青年学級)に対し、活動助成をしています。また、より多くの方に障害のある方とのふれあいの場として、新春もちつき大会を実施しています。</p> <p>与謝の海支援学校網野地域PTA、学校5日制活動助成、5日制推進協議会には、それぞれ年間8万円の助成をしています。余暇支援として団体毎にパン教室やポーリング大会、外出などに取り組んでいます。しかし活動費や指導員が確保できないため、利用者からの様々な希望に応えられていないのが現状です。青年学級は、3万円助成していますが、指導員の確保ができず、月一回ボランティアの協力で活動しています。家族会にも8万円補助をしています。また守る会は、家族会と共に桃山の里の施設建設や拡充のために活動をしています。この地域では、障害のある方を支えていくためのグループホームや障害の重い方の生活施設等の社会資源が不足しています。グループホーム建設には、国の補助を得ても2千万円ほどの自己資金が必要です。生活施設建設では、グループホームの2~3倍の自己資金が必要と言われています。そのため、常に自己資金づくりの活動をしています。</p> <p>補助金が削減されると、守る会の運営が厳しくなるため、活動助成ができなくなります。現在でも、それぞれの団体の運営は厳しいのに、補助ができなくなると運営が一層厳しくなり、今までの活動が維持できなくなるのは明らかです。</p> <p>障害がある人が地域の中で生き生きと暮らし活動していくことを、京丹後市として支援して頂くことを切にお願いすると共に、補助金の維持継続を強くお願いします。</p>	<p>(上記に同じ)</p>

項目	意見要旨	考え方
<p>（「12古紙回収団体補助金について」つづき）</p>	<p>京丹後市古紙回収団体補助金交付要綱第4条に定める補助金の額について、減額することの無いようにしていただきたい。</p> <p>京丹後市内の各作業所では、リサイクルに取り組むことで引取業者からの手数料と市補助金収入をもって、利用者（仲間）の給料や施設の運営費に充てています。</p> <p>補助金が減額になれば、仲間の給料に大きな影響をあたえることとなります。</p> <p>そもそも、リサイクルは製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用することであり、作業所の取組は、収入を得るだけの行為ではなく、リサイクルに取り組むことによって社会貢献をしていると考えています。</p> <p>リサイクルを市独自でしようとする、かえって多大の経費（予算）とエネルギーを必要とするでしょう。また、野焼きが増加する懸念も考えられます。</p> <p>引き続き、古紙回収団体への補助金の維持及び充実をお願いします。</p> <p>補助金を継続してほしいです。</p> <p>作業所の仲間の人達や職員の方々、家族の人達が運営資金の一部に少しでも活用出来るよう頑張っておられます。</p> <p>地区のみなさんの協力もあり、大切な資源回収の事項だと思えます。</p> <p>古紙回収補助金に関しては、仲間の給料のこともあるので今までどおりをお願いします。</p> <p>古紙回収団体補助金について、単価等の見直しがあると聞きました。補助金が作業所の運営資金や利用者（仲間）の給料の一部になっています。</p> <p>市民の利用の方も、古紙などを作業所のステーションに持っていき事が定着しつつあり、そこで、利用者（仲間）と市民の方とのふれあいの場にもなっているように思います。市民の方にも、障害者とふれあったり、話したり、理解していただける場所と考えてます。</p> <p>仲間が希望を持って働ける様に、単価見直しの件、これまで通り補助していただける様をお願いしたいです。</p> <p>障害者等の社会的弱者は、まわりの方の理解、協力、援助がなければ生きていけません。くれぐれもよろしくをお願いします。</p> <p>リサイクルをしてお給料をもらっているのがなくなるのは困ります。</p> <p>私たちの給料の一部として活用しているので減額をされるのが困る。</p> <p>私たちが古紙回収をすることで、保たれている環境もあると思います。</p> <p>古紙回収の助成金を仲間の給料にまわしていたのに助成金を見直しされ、今より単価が低くなると、仲間の給料が少なくなる。</p> <p>今でも苦しい生活をしているのに今よりもっと苦しい生活になる。やめてほしい。</p> <p>補助金が見直しされ減らされると給料が少なくなります。廃止や見直しをされると非常に困ります。</p> <p>現状のままをお願いしたい。</p> <p>限りある資源を捨てるのではなく再利用するため資源回収を行い、少しでも社会に貢献できればと思い今後もがんばっていきたい。</p> <p>古紙等を回収する事は、社会的な役割を担っている。高齢の方や体の不自由な方にとっては、この事は大切な事と思う。補助金については継続すべきであると思う。</p>	<p>（上記に同じ）</p>

項目	意見要旨	考え方
38障害児デイサービス事業補助金について	<p>今後も現状と同様に、運営費として補助をしていただきたい。</p> <p>障害を持って生まれることは誰の責任でもありません。しかし、わが子に障害がある、あるいは発達が遅れがあるとわかった時、多くの親は、悲しみや苦しみと先の見えない不安を抱えながらも、親の責任として一生懸命に育てようとしています。しかしながら、発達に心配のある子どもを育てることは容易ではなく、行政、医療、福祉、教育等の多くの支援が必要です。その中の一つに、障害児デイサービス事業（児童発達支援事業）があります。</p> <p>障害児デイサービス事業（児童発達支援事業）の目的の1つ目は、発達に遅れのある子どもをどのように育てていけば良いのか、保護者に寄り添いながら、わが子に対する障害の受容過程を支えていくことにあります。2つ目は、脳の可塑性を鑑み、保健師、保育士と連携して、早期発見・早期治療に取り組み、子ども一人ひとりに合わせた訓練を行い、運動・言語等発達を促進することにあります。こうしたことは、京丹後市において発達に何らかの遅れがあっても、親がこの地で安心して子育てができる環境を整えることの1つです。行政や関係事業所、そして地域の信頼を得ながら、その役割がしっかりと担えるよう、法人としても努力を重ね、研鑽に努めていきたいと思えます。</p> <p>近年、子育てへの不安や経済的な状況から少子化が進行しています。京丹後市においても同様です。しかし、障害児が早期に発見される数は、当事業を開始以降、減る傾向にはありません。行政においては、安心した子育て支援や発達に遅れのある子どもの発達を保障するという公的立場にあります。その責任を果たすべく、継続した運営費の補助をお願いするものです。</p>	<p>当補助金は、障害・発達の遅れのある児童に対し、療育の機会を確保するため、療育・相談事業を行う事業を実施している法人に対して、事業運営の収支不足分を支援しているものであり、助成対象事業の必要性と重要性については、十分に認識しているところです。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「助成根拠となる例規の制定」「事業費助成の原則」「助成対象費目、助成率・助成単価の明確化」等を規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、対象経費、助成率（額）等を定めた交付要綱を定めていくこととしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、助成対象事業の必要性と重要性を十分に認識しつつ、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	意見要旨	考え方
40共同作業所等通所費助成金について	<p>利用者の給料が1日500円程で、KTRの場合、網野～峰山で往復480円です。補助が3分の2になると、160円負担することになり、何のために働いているのかなど、通所ができにくくなるのでやめてほしいです。</p> <p>「助成率の見直し」停止を求めます。 作業所等に通所しておられます方々の生活実態は大変厳しいものです。精神障害の方々は、体調の管理と変調をきたさないようにという思いとともに、唯一の社会との接点として作業所を利用されています。「地域では理解されない」と悩みながら、不安と幻聴に悩まされながらも、通所されています。知的障害の方は、働く場所として誇りを持って来られています。 そのような中、今、通所費の補助があるというのは、これらの方々の安定した人生そのものを守る手段となっております。生活保護の方・無年金の方・親の年金で生活を支えられている方が多くおられる実態を踏まえ、なにとぞ、削減など無きよう、全額補助の継続をお願いします。</p> <p>利用者さんの公共交通機関利用は企業就職を目指す上でも大切な事です。企業に就職できると、今よりも税金を納める人となります。市の未来への設備投資と考えると見直し（減）の必要性は感じられません。</p> <p>あみの福祉会は、1割程度（9名）の利用者の方々が公共機関を利用して通所をされています。利用者の工賃が1日500円～700円程度の賃金の中、KTRの場合は、網野～峰山で往復480円。網野～久美浜の往復で740円となっており、提案されている2/3の補助で計算すると、網野～峰山間が480円から自己負担として0円から160円になります。網野～久美浜間は、740円の補助から自己負担として0円から246円となります。バスは往復で200円（障害者割引で1回100円）となりますが、少ない賃金の中ではかなりの負担です。京丹後市内の各事業所では、公共機関を使っている人たちは多くはありません。合併前の旧町時代から何度も当事者と行政の懇談を重ね、京丹後市の大切な障害者施策として続けてこられた制度です。京丹後市としての支出も決して多くはないと思われまますので、これまでどおりの補助の継続を強く望みます。</p> <p>京丹後市共同作業所等通所費等助成事業実施要綱第3条に定める通所費について、引き続き、公共交通機関の運賃の全額を助成してください。 障害者が自宅に引きこもることなく作業所に通所して、日常生活の向上、社会参加をすることは共生社会に実現のためにも大きな意義があります。 かがやきの杜においても、大宮町・峰山町・網野町からKTRや丹海バスを利用して、毎日、元気に通所してくれる利用者（仲間）がいます。仲間の工賃は少なく、毎日の交通費の助成がなければ仲間の負担は大変なものとなります。 24年度末で給食費の助成が打ち切られたことは、仲間に大きな影響を与えています。さらに、通所費の助成がなくなることは大きな痛手となります。 仲間（障害者）が、笑顔で作業所に通所できるような施策をお願いします。</p> <p>共同作業所等通所費助成金に関して、今までどおりをお願いします。自分に負担がかかるのをなるべく避けたいから。</p> <p>見直し方針に反対します。歳入の減少が見込まれるなら、早期の時点で歳入の増加方法を考えるべきです。現場の状況や利用者の生の声を聞いて回るべきです。</p> <p>作業所に通えなくなるので、助成金を減らさないでほしい。</p> <p>作業所への通所費がなくなると、通所できなくなります。今までどおり出してほしいです。</p>	<p>当補助金は、障害者及びその保護者の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の向上を図るため、京丹後市に居住し、共同作業所等に通所している障害者で、その通所に公共交通機関を利用している者又はその保護者に対して通所費を10分の10助成しているものであり、障害者の生活の質の向上及び社会参画を促進する一助となっていることは十分に認識しているところです。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「助成率は、助成対象額の3分の2を超えないこと」及び「助成率が3分の2を超える場合は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと」「個人助成については、政策誘導的な場合を除き、所得等当該個人の経済力により対象者の制限等を行うこと」と規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、現行の助成率等について検証し、必要に応じて見直すこととしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、個々の補助金の必要性と重要性を踏まえた上で、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、KTRの身体障害者割引・知的障害者割引は、身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、いずれも旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」の記載のある方が付添の方と同行で利用する場合に限られています（101km以上のJR連絡乗車の場合を除く。）。 また、KTRの200円レールにつきましては、高齢者の方の利用促進を図ることを目的に実施していることから、身体障害者の方への拡大は考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	意見要旨	考え方
<p>（「40共同作業所等通所費助成金について」つづき）</p>	<p>給食費の補助もなくなり（月約5,000円）、そこに通勤費の補助がなくなると、約5,000円がかかります。 給料は休まず通所して1万円。受診などで休むと1万円ありません。なので、補助がなくなると困ります。</p> <p>施設に通うのに電車代やバス代が上がったり、もちろんそれがなくなると非常に困ります。そのままの金額じゃなく、せめて電車代が療育手帳の利用ができればよいか。</p> <p>助成金が見直しになるということは作業所に通所ににくくなります。廃止や見直しをされると非常に困ります。</p> <p>利用者の給料が1日500円～700円ぐらいである。作業所まで通う交通費を考えるとKTRの場合は網野～峰山で往復480円。網野～久美浜の往復で740円となっている。提案されている3分の2の補助では、網野～峰山間が480円から320円に、網野～久美浜間は740円の補助から493円の補助となる。ただし、バスは200円バスがあるので往復200円ですむ。それでも少ない賃金の中では、決して楽とはいえない。各事業所で公共機関を利用している仲間達は数名だが、補助金が見直しされるのであればKTRで実施されている65歳以上割引制度を障害者も対象にしてもらえないだろうか。</p>	<p>（上記に同じ）</p>
<p>43桃山の里土地借用料助成金について</p>	<p>この助成金については、当法人が平成12年に知的障害者通所授産施設開設（現四つ葉ハウス）をする際、建物については保育所の統廃合により、旧第二保育所を当事の網野町行政から無償提供をしていただきました。</p> <p>用地についても、網野町行政の責任において準備をしていただくべく、土地の所有者の網野連合区と協議をいただき、土地は無償貸与契約を締結しました。（網野連合区とあみの福祉会）その代わりとして、63万円の協力金（年間）を当法人が網野連合区に支払うという覚書を網野町行政の立会いのもと締結し、その協力金については全額網野町より助成を受けるという約束で今日までできました。このことは、京丹後市合併後も継続されていたものです。</p> <p>京丹後市内の各障害者事業所は、どこも京丹後市（旧町時代）から無償貸与という形で土地を提供され、施設整備をしてきました。旧網野町の場合も同様に進めていただきました。</p> <p>本来、補助金という性質のものではなく、行政の責任において全額負担いただくのが当初の約束であり、削減や廃止されるものではないと思っております。</p> <p>現在、一部負担にされているものを、当初どおり、市の負担として見直ししていただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>当助成金は、あみの福祉会が知的障害者通所授産施設を運営するに当たり、網野連合区から無償貸与を受けているところ、土地借料の代わりに、あみの福祉会が網野連合区に支払っている協力金に対し、交付しているものです。</p> <p>補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要ある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「助成根拠となる例規の制定」「事業費助成の原則」「助成対象費目、助成率・助成単価の明確化」等を規定したところであります。</p> <p>したがって、当助成金においても、助成目的、助成費目、助成率等を定めた交付要綱を定めていくこととしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、現在の土地の貸借形態について整理する必要があるため、今後、補助金の見直しと併せて関係団体等と検討協議していきたいと考えています。</p>

項目	意見要旨	考え方
46児童デイサービス利用支援事業費補助金について	<p>今後も現状と同様に、運営費として補助をしていただきたい。</p> <p>療育訓練以外においても、保護者を支援する内容として、個別に相談を受けたり、保護者同士が学び合えたりする場として各種学習会を設けています。こうした事業は、保護者に必要な情報を提供したり、保護者同士で気持ちを共有したり、考え合ったりする場として有効です。保護者が子育てに前向きに臨むための必要な支援であると考え、今後も継続していきたく考えています。補助金について、是非、継続していただきたくお願いするものです。</p>	<p>当補助金は、児童デイサービスに係る指定事業所又は児童デイサービスに係る基準該当事業所が行う外来の方法により障害児の保護者等に各種の相談・指導を行う事業に対し、必要な人件費、旅費、燃料費、訓練教材費等を交付しているものであり、助成対象事業の必要性と重要性については、十分に認識しているところです。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと」と規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、助成の目的、対象経費、補助額等を明確にすることとしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、助成対象事業の必要性と重要性を十分に認識しつつ、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
48最重度強度行動障害者特別支援補助金について	<p>入所後少し慣れ落ち着いてこられたような部分もありますが、常に自己中心的で状況や場合によっては、衝動的・突発的又は攻撃的になり、興奮されます。物をたたき壊すこともあります。マンツーマンでの対応が必要で目が離せません。見直しの時期のようですが、そのまま現状維持でお願いしたく、本人の生活が成り立つよう今後共補助制度をよろしくお願い致します。</p> <p>障害者がグループホームで暮らしていくのに必要な制度で、特に障害の重い方に手厚い支援が必要で、この制度がなくなると、グループホームの運営が難しくなります。</p> <p>現状のままでお願いしたい。</p> <p>重度障害者の地域生活を支援するため、京丹後市が平成21年4月から施行され、福祉団体職員がマンツーマンで付き、本人と少しでもいきいきした生活が送れている。</p> <p>障害が重い人も地域で暮らすために、京丹後市が独自につくられた補助制度であり、京都府下でも先進的な制度です。</p> <p>この制度の対象となる利用者は1名で、当法人のグループホームで現在受け入れています。2007年7月に京丹後市内の支援センター主催のケース会議に「養護学校卒業後の進路について」というテーマのもと当法人のグループホーム管理者が参加し、切実な保護者や関係機関の思いを受け止める努力をしてきました。そして、“大変な障害がある人だが、地域で暮らすことができないか”という京丹後市も含めた関係機関の要請に、当法人が応え受け入れた経過があります。</p> <p>ただ、グループホームという財源的にも職員配置基準でも厳しい制度の中での受け入れは、大変困難でした。2008年4月、京丹後市障害者福祉課のご尽力により、「京丹後市最重度強度行動障害者特別支援補助金交付要綱」がつくられ、財源的に支援されることになりました。この制度によって、本人へのマンツーマンの職員の支援を財源的に支えていただくことができ、当初の法人側の予算要求よりは低くなりましたが、人件費がギリギリ出せている状態です。この補助金が見直しがされれば、本人への支援は赤字運営となり厳しくなります。グループホームそのものの運営も厳しい中、本人の受け入れが困難となることは、言うまでもありません。</p> <p>当初、京丹後市も支えていただけたということ、支援する職員の勤務等もかなりの変則勤務をして踏ん張っている当法人としては、かけた梯子をとられる思いです。障害の重い人でも地域で暮らす例として、全国に誇れる制度です。せっかく市民に喜ばれている制度の見直しは反対です。ぜひ、中山市長にこの思いが届けていただきたく思います。</p> <p>障害の重い仲間たちが家族のもとを離れて少しでも生活を過ごせる場所・時間を作ってもらう為、とても大切だと思います。本人の為に家族の為に続けてほしいです。</p>	<p>当補助金は、最重度強度行動障害者の地域生活を支援するため、当該障害者が指定事業所において指定障害福祉サービスを利用した場合に、当該指定事業所に対し、固定額を指定障害福祉サービスの種類に応じて交付しているものであり、助成対象事業の必要性と重要性については、十分に認識しているところです。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと」、「定額助成における助成単価は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと」と規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、助成目的、助成対象費目、助成率（助成単価の根拠）等を明確にすることとしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、助成対象事業の必要性と重要性を十分に認識しつつ、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>

項目	意見要旨	考え方
52福祉タクシー利用料等助成金について	<p>助成金がなくなると外出しにくくなるので、廃止や見直しをされると非常に困ります。</p> <p>今後もなくさないで継続してほしい。病院に行くのにタクシーを利用しないといけないのでお願いします。</p>	<p>当補助金につきましては、障害者の社会生活活動を促進し、自立支援に一定効果があると認められることから、引き続き交付することとしています。</p>
57障害者施設製品販売支援事業補助金について	<p>当法人も含め、京丹後市内の障害者事業所が、京丹後市の提案に賛同する形で始めようとする事業です。まだ始まっていないのに、すでに“見直し”がされるのかどうか不安を感じています。</p> <p>京丹後市の担当課は、「予算を削減するわけではない」と言っておられますが、その発言が確かなものとして扱われるようにお願いします。そもそも、この方針案に出されてくること自体に不信感を抱かざるを得ません。</p>	<p>当補助金は、市内大型店舗に障害者事業所製品の販売所を設置運営する団体に対して交付するものであり、市としましては、当該販売所が設置、運営されることによって、障害者の自立支援につながるものと考えています。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「条例や要綱の定めのないものについては必ず交付要綱を制定し、条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと」と規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、助成対象費目、助成対象者、助成対象経費・対象費目、助成率等を定めた交付要綱を定めていくこととしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、個々の補助金の必要性と重要性を踏まえた上で、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
58共同生活援助施設設置改修補助金（グループホーム等整備補助金）について	<p>これまで、グループホームの建設に対して、京丹後市から100万円が出されていました。グループホームが建たない年度なので無いのか見直しの内容がよくわかりませんが、ぜひ、継続をしていただくとともに、増額を望みます。</p> <p>家族にとって親亡き後の障害のある我が子の生活を考えると、とても不安な思いになります。</p> <p>グループホームの待機者はかなり多いと聞いていますが、1箇所建てるのに改修でも少なくとも2千万円近くはかかると聞いています。いろんな補助金を活用しても、過去に自己資金は1千万円必要でした。ぜひ、補助金の継続を望みます。</p> <p>これまでグループホームの建設に対して、京丹後市から100万円が出されていました。今回はグループホームが建たない年度なので無いのか見直しの内容がよくわかりませんが、そうならば、ぜひ継続をしていただくとともに、増額を望みます。</p> <p>グループホームの整備については、障害のある人にとっては切実な課題です。以前に京丹後市福祉サービス事業者協議会障害者部会が調査をされましたが、100名を超える希望者がいるという調査結果も出されています。かなりのニーズがある課題ですが、もっとも進みにくい課題のひとつとも言えます。</p> <p>例えば、費用面では1箇所建てるのに、新築ではなく改修でも2千万円はかかります。日本財団等の補助金や様々な補助金を活用しても、1,000万円以上の自己資金が必要となります。</p> <p>運営面でも、日中の事業所ならば利用者の定員を増やしていく事で収入を増やす努力はできますが、グループホームは少ない人数しか受け入れられず、暮らしを支える職員はたくさん必要ですが、利用者を増やすことはできません。そういった困難な状況を知っていただき、補助金の継続と増額を切実に望みます。</p> <p>見直し方針に反対します。歳入の減少が見込まれるなら、早期の時点で歳入の増加方法を考えるべきです。現場の状況や利用者の生の声を聞いて回るべきです。</p>	<p>当補助金は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、グループホーム等の整備を行った非営利法人等に対し、補助金を交付しているものであり、助成対象事業の必要性と重要性については、十分に認識しているところです。</p> <p>一方、補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要がある場合」に限って交付できると規定されており、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においても、「条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと」と規定したところです。</p> <p>したがって、当補助金においても、助成対象費目を明確にすることとしています。</p> <p>今回の補助金の見直しは、助成対象事業の必要性と重要性を十分に認識しつつ、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するために行うものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、「H25予算額」の計上がないのは、平成25年度当初において申請の予定がなかったためであり、制度は存続しています。</p>

項目	意見要旨	考え方
<p>（「58共同生活援助施設設置改修補助金（グループホーム等整備補助金）について」つづき）</p>	<p>社会福祉法人よさのうみ福祉会は、2009年11月に共同生活介護事業「長岡ホーム（女性専用）」を開設し、2013年4月には同事業の「第2長岡ホーム（男性専用）」を開設しました。女性専用ホームは定員6名が満床に、男性ホームも定員10名が既に満床となっています。</p> <p>3年前に京丹後市自立支援協議会が行ったアンケート結果では、約80名の方がホーム入居を希望されているという結果が出ており、今回の男性専用ホーム開設に際しても、定員の2倍の希望者があり、緊急度の高い方から入居いただいた経緯があります。</p> <p>当福祉会の京丹後市内の通所系事業所の利用者には70歳近い高齢の方も多数おられ、既に親が亡くなれば独居をされている方もおられます。京丹後市内の障害者ヘルプサービスが足りず、希望する時間数の利用がままならない状況もあります。加齢と共に介護度が増す中高年の障害者とともに若い世代の自立生活へのニーズも高く、暮らしの場の整備は当地域において喫緊の課題となっています。当福祉会としても、京丹後市内に引き続き第3、第4の障害者グループホーム設置の開設を検討しています。</p> <p>今春開所の男性専用ホーム開設に際しては、建物改修整備費として約3,000万円の経費を要しました。うち国・京都府から750万円の補助をいただきましたが、残り約80%の法人自己資金を必要としました。</p> <p>全国的にも市、町独自で共同生活援助施設設置改修補助金制度を整備されている自治体がありますが未だ数が少なく、この制度を全国に広げていく上で京丹後市の補助金制度は貴重なものとなっています。</p> <p>つきましては、障害者グループホーム増設の必要をふまえ、京丹後市共同生活援助施設設置改修補助金の増額見直しはあっても、この貴重な制度の廃止案は是非とも見送っていただきたいことを節に要望いたします。</p> <p>補助金を継続してほしい。 親が高齢者であるから、自立ホームをつくってほしいです。</p>	<p>（上記に同じ）</p>
<p>61福祉有償運送事業費補助金について</p>	<p>当該補助金の見直し案の「公募型への転換」については、基本的には賛成ですが、見直しにあたっては、障害・高齢等によりバス等公共交通機関の利用が困難な方をはじめ、過疎地域の人にも外出手段として利用できる有償運送事業に範囲を広げた事業の展開が必要と考えます。</p> <p>なお、公募型への転換について福祉有償運送事業や過疎地域の運送事業等の参加形態は、福祉法人・NPO法人等複数の参加と非営利事業に対する市の支援が必要と考えます。</p> <p>現在の福祉有償運行事業により、利用対象者の方は外出手段として大変便利で喜ばれております。しかし公共交通機関のない地域では、自家用車かタクシーを利用するしかありません。最近タクシーも日交タクシーが引き上げられ、限られた地域に数台あるのみです。また、自家用車も高齢の方は運転が出来ても安全運転上からも、免許証の返納が進められております。</p> <p>こうした状況の中で、市民が安心安全に暮らせる環境づくりとして、とりわけ高齢の方が自由に外出でき、生きがいを持って生活できる交通手段の整備が必要と考えます。</p>	<p>当補助金は公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者の外出を支援することを目的に交付しているものですので、過疎地域や公共交通機関が無い地域住民が本事業の対象となるわけではありません。</p> <p>当補助金は公募型補助金へ転換することとしていますが、その方法等については、今後検討することとしています。</p> <p>また、市では、地域住民の移動手段を確保するため、これまで既存のバス路線の延伸や経路変更などに取り組んでいますが、現在の市内の交通空白地域の状況は、地域によって異なっており、地域の実情に即した移動手段の確保が必要です。その手法の一つとして、過疎地有償運送がありますが、そのあり方についても今後検討していくことが必要であると考えています。</p>

項目	意見要旨	考え方
152水無月花火大会補助金について	<p>見直しを行い増額すべきである。</p> <p>当事業は地元区民が、財政面を含め総力をあげて実施しているものであり、外国人を含め京丹後市外からの観光客も多く訪れ、京丹後市のアピールに大きく貢献し、その効果は大きなものがある。</p> <p>同じような事業の他団体への補助金と比較しても極めて少額であり、不公平さもある。低率補助金なので目標達成効果は希薄との説明はナンセンスである。事業内容を再度検証し、大幅に増額すべきである。</p>	<p>補助金等の交付は、地方自治法232条の2で「公益上必要ある場合」に限って交付できると規定されていますが、公益上の必要性を確保するためには、補助金等の必要性・有効性・公平性・透明性・効率性などが求められます。</p> <p>このため市が昨年制定した補助金等に関する基本方針においては、団体に対する助成のうち、交付額が小額なもの（零細助成）や、助成対象事業費に占める割合が低いもの（低率助成）は、補助金等の交付による効果の範囲が限定されたり、助成効果が低くならざるをえなかったりするなど、効率性に課題があり、「団体助成のうち、助成額が5万円以下の零細助成や、助成対象経費に占める割合が5%以下の低率助成にあるもの」は「廃止統合」することとしています。</p> <p>当補助金においては、総事業費に対する助成が、平成23年度では2.3%と低率助成であることから、助成がなくとも事業の継続が可能であり、事業効果への影響も軽微であると思われます。また、市内各地には、市からの助成を受けずに実施している花火大会も多く開催されています。これらを勘案し、当補助金を廃止することとしていますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地域の活力向上や課題解決に向けた取組や観光事業の活性化を目的としたイベント等に対する助成制度もありますので、必要に応じて当該制度の活用も御検討いただければと存じます。</p>
200障害者青年学級運営補助金について	<p>青年学級の取り組みは、障害者青年にとっては、楽しく生きがいをもって活動しています。みんなで集まり、計画を立て、いろいろな事を行う大切な事ではないでしょうか。今回廃止ということですが、もう少し考えて頂きたいと思います。</p> <p>網野町障害者青年学級の前身「たけのこ学級」は、1972年7月「中学校や養護学校を卒業しても、仲間がほしい。勉強がしたい」「仕事の悩みを聞いてほしい」そういった切実な障害児者の声を受けて通級者3名、指導員1名でスタートをきりました。行政の援助をうけられない中、会場探し、教材費などを指導者や保護者の自己負担で運営を行ってきました。</p> <p>その後、網野町障害児者の生活と権利を守る会と共同で「たけのこ学級存続」の趣意書を作り、町当局、町議会への要望を行い、1974年より指導者定員2名、講師謝礼1時間600円、教材費8000円、会場として網野小学校の貸与を受けることになりました。</p> <p>このように網野町行政の大きな援助の中、正式に町の成人講座として位置づけ40年を超える歴史を持ち、現在に至っています。</p> <p>その間、網野町には、設置者として、指導員の専任化をその都度、お願いしてきましたが、実現しておりません。現在もボランティアに頼っている実態です。近隣の市町(宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市・与謝野町)では、教育委員会が事務局を担い、運営をしています。</p> <p>補助金の現状維持をお願いすると共に設置者としての責任を果たすべく方策を京丹後市に強く、お願いしたいと思います。</p> <p>青年学級を続けてください。いつも楽しみにしているので、なくなると困ります。いろんな友達に会えるのを楽しみにしています。</p> <p>施設が休みの時に、料理を作ったり、出かけたりを仲間と一緒にやりたいです。なので、補助金がなくなると困ります。</p> <p>なぜ青年学級の廃止をしなければならないのですか。僕達が何かしましたか。悪いことをしていないのに、なぜ青年学級をなくすのか分らないです。青年学級がなくなると楽しみがなくなり困ります。指導者さんを確保してください。</p>	<p>障害者青年学級は、1970年代に、孤立しがちな障害を持った青年の学習や交流を通して社会参加を促進するため、京都府の社会教育事業の補助事業として実施されました。各町では、この補助事業を受け、町の直接事業として青年学級を開設し、指導員を配置して、それぞれ独自の活動内容で運営していました。</p> <p>しかし、網野町以外の各町の青年学級については、合併前までに、京都府の補助事業の終了とともに既に閉級されており、現在では、網野町の青年学級のみが市から当補助金を受けて活動されている状況です。</p> <p>障害者青年学級が、障害を持った青年の方の交流や情報交換の場として重要な役割を担ってきたことは承知しているところですが、当補助金における助成対象支出は、指導者謝金のみであり、活動内容が資源回収、ボーリング、クリスマス会などであることから、必ずしも指導者確保の必要性があるとは言い難く、あわせて、網野町域の活動のみを対象としていることから、他地域との公平性も考慮し、廃止することとしています。</p> <p>なお、京丹後市全体としての障害を持った青年層を対象とした社会教育事業については、今後、検討していきたいと考えています。</p>

意見に基づき、案は別添のとおり修正いたしました。